

公開ヒアリングにおける主な意見の整理①

(明朝体部分は質疑応答・追加質問への回答等による記載)

	株式会社NTTドコモ	KDDI株式会社	ソフトバンクモバイル株式会社	株式会社ウィルコム	UQコミュニケーションズ株式会社	イー・モバイル株式会社
電波利用料の用途 ・総論	・歳入が712億円に対し、歳出が622億円であり、 歳入全てが電波利用共益事務への確実な歳出に充てられるようにすべき	・用途とその運用は、受益者である 免許人をはじめ国民の意見等を反映できる透明な決定プロセスを設け、合理的な理由の確保が必要	・電波利用料は拡大傾向にあるが、用途を限定し、予算規模を大幅に縮小すべき	・電波利用料はもっぱら電波利用共益費に使用すべき ・ 今期、歳入に超過分がある場合は、次期の利用料額の算定の中でその差額を還元すべき ・ 現状よりも用途は拡大すべきではない	・電波利用料の用途は現行の枠組みを維持すべき ・ 電波利用料の趣旨に照らし歳入額と歳出額はバランスを図るべき。歳入が歳出を上回った場合の用途は、(電波法の規定に基づく)目的に沿ったものとすべき	・電波利用共益事務の本来の在り方は維持すべき ・現在の12項目について、 改めて項目内の見直し、項目の縮減をすべき ・特定の分野の電波利用の促進に電波利用料財源を利用する際は、原則として明らかに電波の有効利用に資するものとすべき
・各論	①電波資源拡大のための研究開発 ・現行制度は「概ね5年以内の開発すべき技術」が対象であるが、 長期的な視野に立った研究が必要不可欠であり、研究開発技術の対象を拡張すべき ・周波数再編に伴うシステム間干渉の技術基準策定の際にフィールドでの検証試験を実施すべき ②電波の安全性に関する調査 電波の生体への影響に関して、WHOの研究課題に沿った国等の公的機関による継続的研究が必要 ③携帯電話エリア整備支援 残された条件不利地域のエリア化に当たって事業者の負担が軽減できるよう支援事業の継続 ④電波監視業務 携帯電話用不法ブースターの摘発、不良なCS・BS用テレビブースターの適正化等、 電波利用環境の維持	① TV等の受信・共聴設備に係る干渉問題対策 TV等の受信・共聴設備から通信・放送へ与える干渉等、既存の受信専用設備への干渉あるいは同設備からの干渉が発生した場合の対策等を使用とすることを検討すべき ②電波の安全性に関する調査 国民の不安を解消し、国民が安心して電波を利用できるよう、人体に対する電波の安全性に関する調査研究は国が主体となって継続実施すべき ③総合無線局監理システム 大規模免許人の利用料支払いに係る国と免許人の作業軽減等に資するため、総合無線局監理システムの一層の機能向上を要望	・用途は拡大傾向にあるが、用途を必要最小限に限定すべき ・平成22年度電波利用料予算の歳入711億円に対し、歳出621億円であるが、差額の90億円の用途を納付者に明らかにすべき ・詳細情報をホームページ等で公開すべき		以下の取組みを充実すべき ・ ブロードバンド普及に有効なBWAエリア整備を対象に追加すべき ・電波の安全・安心のための研究及び国民に対する広報活動を充実すべき	・研究開発については、おおむね5年以内の実用化が認められる基礎的開発であることを引き続き遵守すべき
電波利用料の 予算規模	電波利用共益費用に対する免許人の応分な負担は前提であるが、予算規模拡大は免許人の負担の増加となるため、 予算規模の現状維持が適当	用途が拡大して予算規模が肥大化しよいう、 歯止めがかかる仕組み(予算規模の上限設定等)が必要	・ 予算規模は、10年で約2倍と拡大傾向にあるが、用途の限定とあわせて、予算規模を次期は大幅に縮小すべき ・平成22年度電波利用料予算の 歳入・歳出の差額90億円は本来の目的で使用しない場合は返金すべき	・ 現状よりも予算規模は拡大すべきではない	・予算規模については現行の枠組みの拡大解釈等により 肥大化が生じないようにすべき	・予算規模は平成5年度から平成21年度までで約9倍に増加しており、 少なくとも現在の規模より大きくならないようにすべき ・総合無線局監理システムや電波監視事務は、さらなる事務・設備投資の効率化により費用を最小化すべき ・平成5～20年の電波利用料の 決算差額累積388.2億円、平成22年度予算の90億円の歳入超過は、電波利用料を引き下げるか、または地デジの後年度負担の償還に充当し、かつ将来の電波利用料の引下げ原資とすべき

電波利用料の料額	帯域毎の負担と無線局毎の負担の一本化について	<ul style="list-style-type: none"> ・基地局数に比例する電波利用料と帯域に比例する電波利用料の併用が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ・帯域だけに一本化することまでは検討していないが、<u>現状の帯域毎と無線局毎の組み合わせというの</u>は一つのバランスとして重要 	<ul style="list-style-type: none"> ・帯域と個別免許の二重の支払方法を改め、<u>帯域利用料に一本化するべき</u> →帯域利用料の支払いに加えて、基地局毎の電波利用料を支払う必要があるため、周波数の有効利用を促進するインセンティブが働いていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・基地局は増えていく方向であり、端末は多様化していくので、<u>なるべく無線局に比例した分の割合は下げていくべき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・帯域だけに移行していくと、立ち上がり時期においては1ユーザあたり非常に負担が大きくなっていて、一般的には厳しい ・<u>帯域毎と無線局毎の二重化は、どのような割合かは別として、この仕組みが良い</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>帯域毎の利用料に一本化するというのは、新規参入者には厳しい</u> ただし、フェムトセルのような小出力の基地局の電波利用料の減免措置の検討を要望
	ホワイトスペースからの徴収について	<ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトスペースのビジネスはまだ具体化していないが、仮に<u>利益が出るようなものであれば、応分の負担をすべき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトスペースを使う上で必要となる干渉対策、そのような支出は電波利用料の対象となるので、<u>利用者から電波利用料から取るべき</u> ただ、一般論として、免許不要局、あるいはその他の<u>今の制度で対象となっていない無線局に対する電波利用料の徴収を</u>考えることが肝要 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>放送帯域のホワイトスペースの利用者からも帯域の電波利用料を徴収すべき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常に限られた場所で利用するものだが、それなりの価値があるのだから、<u>応分の負担をすべき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料を取るかどうかという前に<u>どのような使い方なのかを詰めてから電波利用料について整理すべき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに周波数を使う場合は、<u>電波利用料は取るべき</u> ・その規模については、経済的な価値、例えば売上ということからある程度の減免等はある
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・受益と負担の公平性を確保した料額を設定し、<u>負担のアンバランスを解消すべき</u> ・情報家電、自動車及び産業機器への携帯端末(モジュール)の搭載の拡大が想定されるため、<u>携帯電話端末の料額の引き下げを要望</u> ・法改正により低空中線電力の<u>フェムトセル基地局</u>は包括免許の対象となることから、<u>通常基地局に比べ料額を引き下げるべき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>3年毎に料額等の検討を加える現行の法制度は適当</u> ・電波利用共益費用という性格に基づき、歳入と歳出の均衡を維持するために、<u>会計年度毎あるいは二会計年度に跨って料額調整ができるようにすべき</u> ・今後普及が見込まれる組込み型端末、モジュール型端末等の無線局では、一無線局の電波利用頻度が格段に低くなるため、公平で合理的な料額の算定方法を検討すべき ・負担の公平性を確保する観点から、<u>免許不要局等からの徴収の実現を検討すべき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・料額算定は<u>放送の空中線電力単位も止めて通信のMHz単位の帯域利用料に統一すべき</u> ・電波の効率的な使用を促進する通信・放送の融合化の中では、<u>減免係数を廃止すべき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の電波利用料は携帯電話、BWA、PHS等通信事業者が全体の約8割超を負担。一方、緊急通報の提供、災害時における国民の生命、身体の安全への寄与等放送事業と同じく大きな公共性を有している。<u>電波利用料の公平な負担の在り方について検討すべき</u> ・低出力の基地局についての料額配慮等、<u>基地局に関する負担軽減の方式を検討すべき</u> ・運用制限がある周波数帯域については、その制限の期間について電波利用料の軽減を考慮すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>放送事業者と電気通信事業者との利用帯域に応じた負担バランスを図り、負担の公平性を確保すべき</u> ・<u>1契約で複数の無線機器を利用する場合の同時接続できない台数分の電波利用料を軽減すべき</u>(SIM方式との同等性の確保) ・今後の普及が想定される組込型等多様な端末を想定した公平かつ合理的な料額算定を行うべき ・広域専用電波は、年額を全額一括納付する方式から、月単位での納付も可能とすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・依然として移動体通信事業者(PHS、BWA含む)の電波利用料の負担額は平成22年度で83%を超えており、<u>無線システム間の負担のバランスを考慮すべき</u> ・地デジ対策が総額2,000億円にまで増加しており、<u>放送事業者の受益も拡大している以上、放送事業者に対する電波利用料の増額と、放送事業者に適用される電波利用料の加算料額の適用期間をアナログ周波数変更対策業務の実施期間内から、地デジ対策費の後年度負担償還年度まで延長するなど、受益に見合った新たな負担の在り方の再検討が必要</u> ・現行の受益と負担のバランスを考慮すると、<u>無線システム毎の特性に応じた係数(「特性係数」)がもたらした効果の再検証が必要</u> ・<u>例えば売上に応じた利用料負担等、事業規模に応じた負担も検討すべき</u>
き点 その他措置すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の歯止めがない一般財源的な利用の仕方は事業者から見ると国税、所得税と変わらなくなる可能性があるため、<u>特定の枠の中で運用すべき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般財源とは別の財源として電波利用料の負担を想定していることから、<u>歳出について一般財源化には反対</u> 歳出・歳入の不均衡についても同じ考え 	<ul style="list-style-type: none"> ・600億円という歳出規模の是非を先ず議論すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算規模が拡大する可能性があり、<u>使途は限定すべき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の趣旨に合った仕組みに、<u>使途は限定すべき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>使途は限定すべき</u> 	

オークションについて	<p>・今の電波利用料の制度が安定して事業継続ができるということで賛同する。<u>オークションではなく、現行の制度を支持する</u></p>	<p>・<u>電波オークションの導入に関しては、現行の電波利用料制度との関係を明確にし、国民の意見を傾聴しながら慎重に議論すべき</u></p> <p>・現状の比較審査によって事業認可を与えてその中で電波利用料を支払うという仕組みに不都合を感じていないため、<u>現状のままで良い</u></p>	<p>・<u>オークションは導入すべきではない</u></p> <p>・新規の割当周波数のみをオークションで割り当てた場合、割当済み周波数の多い事業者と少ない事業者の間で反競争的になる</p> <p>・経営資本が比較的潤沢ではない事業者や新規参入事業者にとって、周波数オークションは不利である。巨大企業が益々大きくなる結果を招く</p> <p>・<u>オークションの最低入札額が高い等の理由で周波数が落札されなかった場合、空き周波数が生じ、周波数が無駄になる(米国でも公共義務が課された帯域では落札されなかった例あり)</u></p> <p>・<u>高額入札による事業者の経営基盤悪化が懸念され、日本のICT国際競争力強化にも影響を及ぼす可能性がある</u></p> <p>・オークションよりも現行制度を支持する</p>	<p>・現時点では具体的な状況や先が見えないのでコメントは差し控える</p>	<p><u>オークション制度の導入については、以下の点を考慮した十分な検討が必要。導入を前提とした性急な議論は避けるべき</u></p> <p>①電波利用料の目的・性格を明確にした上で、現行の電波制度・電波利用料制度との整合性を確保すべき</p> <p>②海外での失敗事例のように、オークション落札額が非常に高騰し、資本力のある企業しか参入できないような状況等が発生しないような仕組みを導入すべき</p> <p>③全ての電波利用料が経済的価値のみで設定されることなく、誰もが使い易い電波利用料制度を維持すべき</p> <p>④オークション落札額は最終的にはサービス提供料金に反映されることから、国民の十分な理解を得るべき</p>	<p>・<u>現状の制度を維持すべき</u></p> <p>・今の制度の中でより競争が促進するような負担や周波数割当ての在り方を検討すべき</p>
その他		<p>・<u>電波利用料の性格は、「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用(電波利用共益費用)」としている現行の考え方を維持すべき</u></p> <p>・電波利用料制度の在り方や性格等は、電波の経済的価値の係数を料額算定に組み入れる等、電波利用の対価を負担する仕組みが反映されてきたと思料</p> <p>・無線局の目的や規模、性格等を反映する公平で合理的な負担の在り方の観点で継続検討すべき</p>	<p><u>放送事業者の経過措置は今限りで廃止すべき</u></p> <p>・MCA等の事業者は実際に占有している帯域幅をもって帯域の電波利用料を支払うべき</p> <p>・複数の事業者で帯域を利用する場合は、利用する周波数の割合に応じて按分し、帯域の電波利用料を支払う仕組みを導入すべき</p> <p>・電波利用料の支払い時期は、一括年額全納方式のみではなく、資金負担の融通性を考慮し、1ヶ月単位での支払い方法も可能にすべき</p>			<p>・<u>「電波の経済的価値の反映」とは、新しい電波ビジネスの出現をもたらすもの。周波数割当によって創出される市場規模を電波の経済的価値の重要な指標とすべき</u></p> <p>・新規参入への周波数割当、MVNOの促進、SIMロックの解除等、これまで総務省が行ってきた各種の政策及び事業者の競争状況の評価を踏まえた議論が重要</p>

公開ヒアリングにおける主な意見の整理②

(明朝体部分は質疑応答・追加質問への回答等による記載)

		日本放送協会	社団法人日本民間放送連盟	スカパーJSAT 株式会社	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
電波利用料の使途 ・総論			・電波法に限定列挙されている使途は概ね適切	・使途を追加する際は、 <u>その使途が真に電波利用共益費用の定義に即したものであるかどうかを厳密に精査</u> し、その費用を負担する免許人のコンセンサスの取得が必要 ・既存の使途についても、支出の実績を踏まえて必要性を見直すことにより、歳出予算の効率化を図るべき	・国民への安心・安全な通信・放送の維持向上のため、 <u>電波利用共益費を受益者が分担し、使途が特定されている現行の考え方に賛成</u>	・電波利用料の使途をより一層明確化するべき
・各論		・ <u>地デジの環境整備・支援</u> は、国の施策である地上放送のデジタル化に必要な支援事業であり、これにより新たに130MHz幅の周波数帯が創出され、他業務を含めた無線局免許人の受益に適うものであることから <u>使途として適切であり、平成23年度以降も継続すべき</u>	・国策である地上テレビ放送のデジタル化は、130MHzをテレビ放送以外の新たな用途に活用可能とするものであり、「 <u>地上デジタル放送総合対策</u> 」は国民全体を受益者とする使途であるため、これを放送事業者の負担割合と結び付けて議論することは不適切	次の使途に重点的に配分すべき ①電波資源拡大のための研究開発（周波数の共同利用を促進する技術など（研究開発成果の実証試験等を含む）） ②電波監視施設の整備・運用及び電波監視業務等の実施	以下の使途の充実強化が必要 ・非逼迫地域や病院・学校など地域の重要施設に対する <u>情報格差解消</u> ・周波数の有効利用や電波の安全性など <u>電波技術に関する基礎的研究</u> など	電波の公平かつ効率的な利用の確保、電波技術に関する <u>国際競争力の確保</u> の観点から、 以下のような使途を要望 ①電波技術に関する <u>基礎的研究</u> の充実強化 ②今後、新たな市場拡大が予想される分野の研究開発、普及支援 等
電波利用料の予算規模		・ <u>NHKは受信料によって運営されている公共放送</u> であり、電波を利用することによって利益を得る企業とは性格を異にしていることから、 <u>NHKの負担が増えないよう、適切な予算規模と効率的な事務の実施を要望</u> ・アナログ周波数変更対策業務に係る追加的な電波利用料の負担は、平成22年度で終了することから、これを踏まえた予算規模の見直しを行うべき	・現在の予算規模は概ね適切だが、可能な限り縮減に努めるべき	・既存の使途の必要性を見直すことにより、予算規模の効率化、適正化を図るべき	・今年度の歳入が712億円に対し、歳出が622億円となっていることから、 <u>歳入全てが電波利用料共益業務への歳出に充てられることが望ましい</u> と思料	・実施内容の更なる効率化、新たな電波利用の技術進歩を踏まえ、予算規模の適正化を図るべき
電波利用料の料額	帯域毎の負担と無線局毎の負担の一本化について	・電波監視などのための共益費であるので、無線局の数と無関係とはならない	・局種ごとの事情があるので一概にはいえないが、出力がさまざまな放送局については、使用帯域に応じた負担総額を、出力等の条件に応じ、局数で分担する現在の算定方法は合理的だと考える	・電波監視業務や総合無線局監理システムの整備・運用等については、無線局数に応じた負担をすべきであり、帯域毎の負担に一本化すべきではない	・非逼迫地域や離島・山間部へ提供している無線局においては、電波利用料の値上げとならないよう現状維持が適正	・非逼迫地域の山間地や離島にある無線局においては、電気通信サービスを公平かつ安定的に提供する責務で利用しており、電波利用料の値上げとならないよう現状維持が適正
	ホワイトスペースからの徴収について	・無線局の技術的な条件、免許要件などの制度整備が行われていない段階であり、これらの諸条件の具体化に応じて必要な意見を述べたい。	・基本的に無線局として、電波の監視監視が必要なシステムであれば、電波利用料の課金は適正と考えるが、ホワイトスペースの利用について具体的に分かってからの検討	・使途の恩恵を等しく受けるという意味では、他の無線局と同様に電波利用料を徴収すべき。但し、事業の公共性や周波数の共用による制約等を考慮した適切な徴収が妥当	・経済的価値に応じた電波利用料の負担が適切	・用途や目的を考慮し、利用する電波の経済的価値に応じた電波利用料の負担が適切
	その他	・放送事業者は、国の施策である地上放送のデジタル移行を進めるために、多大な設備投資の負担を行ってきたところであり、 <u>今後も、放送サービスの向上や安定運用への投資が控えている</u> ことから、これらを勘案した料額の検討を要望 ・NHKは、公共放送として「全国あまねく放送」、「災害時の放送」などの使命を果しており、これらの <u>公共性</u> や同一システム内で複数の免許人が共用する利用形態を勘案した <u>料額の軽減措置は適当</u>	・ <u>携帯電話と放送の電波利用料負担がアンバランスではないかとの指摘は、負担の構造</u> (前者は事業者と利用者が負担、後者は事業者(送信側)のみが負担) <u>を無視した考察であり、適切とはいえない</u> ・電波の経済的価値を反映して料額設定をしているが、電波利用の目的や社会的意義に配慮すべき。高い収益をあげる電波利用システムのみを存続させるような制度設計にすべきではない。 <u>重要な役割を担う放送事業に対し、経済的価値を過</u>	・平成17年以降の電波利用料の改定において、6GHz以下を使用する人工衛星局の料額は大幅に増額。改定前後で大幅に料額が増加すると、経営にも多大な影響を及ぼす恐れがあるため、 <u>増額を制限する仕組み</u> (無線局免許の条件が同一である場合は、料額の増額率が使途の増額率を超えない等)の <u>導入や、料額算定基準の見直しによる料額の低減を要望</u> ・ <u>期間の途中で無線局を廃局した場合には、その期間に相当する電波利用料を還付する</u>	・採算の難しい <u>離島・山間部へのエリア</u> へは、 <u>ルーラル加入者無線局、マイクロ固定局、および地球局</u> などにより電気通信サービスを提供。併せて <u>災害対策用通信の無線局を具備。需要が低く、法令等に基づく責務</u> (※)もあることから、 <u>料額算定にあたっては引き続き減免措置を要望</u> ※ NTT法第3条による採算の難しい離島・山間部のエリアでも電気通信サービスを提供する責務、災害対策法第2	・採算の難しい山間地や離島等のエリアへ電気通信サービスを提供するために用いる <u>ルーラル加入者無線局、マイクロ固定局、地球局</u> 等、災害時等の対応に備えた <u>災害対策用通信の無線局</u> 等については、公共性の高い用途であることから、 <u>電波利用料の減免措置を含めた値下げを要望</u>

		<p>あり、次期の検討にあたっては引き続き 勘案することを要望</p> <p>・地デジの環境整備・支援の後年度負担 は、適切な期間を設定し平準化するこ とを要望</p> <p>・平成 23 年度以降の放送事業者の電波 利用料負担は、アナログ周波数変更対 策業務による追加的な負担分を減ずると ともに、<u>地デジの後年度負担、および、 環境整備・支援に係る経費を現時点に おいて再度精査した上で、検討するこ とを要望</u></p>	<p><u>度に反映した電波利用料を課し、その存 立基盤を危うくすることは不適切</u></p> <p>・<u>放送の特性係数は、適切な措置であり、 今後も維持することが不可欠</u></p> <p>・<u>地上テレビ放送のデジタル化により、合 計 130MHz の周波数帯域を返還するた め、地上テレビ放送の利用料負担額は大 幅な減額となるのが至当</u></p>	<p>制度の導入を要望</p>	<p>条における指定公共機関としての指定</p>	
その 他措 置す べき 点	一般財源施 策への使用 について	<p>・電波利用料は、電波監視など電波の 適正な利用のための共益費であること から、一般財源として使用されること は適切ではない。</p>	<p>・「電波利用共益費用」としての用途に 限るべき。免許人から集めた電波利用料 を一般財源施策に使用するのは不適切</p>	<p>・一般財源施策へは使用すべきでない</p>	<p>・現行の電波利用料の性格に賛成する ことから、電波利用料の一部が電波関 連以外に使われることは適切でないと 考えられることから慎重な議論が必要</p>	<p>・現行の電波利用料の性格に賛成する ことから、電波利用料の一部が電波関連 以外に使われることは、オープンに議 論していただきたい</p>
	オークション について	<p>・公共放送のための電波について言え ば、公共放送の実施に支障がないよう 安定的な制度とすることが重要であ り、入札制度の対象とすることはなじ まないのではないかと。</p>	<p>・過去の審議でも問題点等が指摘されて いるため、慎重に検討すべき</p>	<p>・既存のサービスに利用されている周波数帯 への<u>オークション実施は、場合によっては、同 じサービスの提供を受けている利用者の料 金が大幅に上昇する恐れがあるため、馴染 まないと思料</u></p> <p>・新規に利用を開始する周波数帯へのオーク ション制度の導入についても、過度な競争が 招く利用者への悪影響等を踏まえ、<u>慎重に検 討すべき</u></p>	<p>・オークション制度に関して、無線シ ステムには様々な特性があり、離島振 興法などで定めるエリアで使用する無 線局は、非逼迫地域で使用しており、 都市部と比較して電波の利用の程度が 極めて低いことから、オークション制 度は適切ではない</p>	<p>・オークションは、メリットとデメリ ットを諸外国の動向を踏まえオープン に議論していただきたい</p> <p>なお、固定マイクロ無線方式などはイン フラの利用であり、且つ電波干渉調 整により複数免許人で周波数を共用し た有効利用が可能であることから、オ ークション制度はそぐわない</p>
	その他		<p>・次期の電波利用料の見直しにあたって は、過去の審議を十分尊重したうえで検 討を行うべきであり、ゼロベースの議論は 避けるべき</p>			

公開ヒアリングにおける主な意見の整理③

(明朝体部分は質疑応答・追加質問への回答等による記載)

	株式会社湘南ベルマーレ	日本空港ビルディング株式会社	株式会社デジタルメディアプロ	社団法人日本ケーブルテレビ連盟	インテル株式会社	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
電波利用の構 想・展望	<p><u>スポーツ交流を活かした地域活性化のための情報サービス</u></p> <p>【メディア】 ワンセグ携帯、デジタルサイネージ</p> <p>【場所】 スタジアム内及びその周辺、地域イベント会場、平塚駅前、商店街等</p> <p>【コンテンツ】 ・選手関連のサッカーコンテンツ ・クラブ活動紹介 ・地域イベント情報 ・住民からの投稿コンテンツ等</p> <p>【収益構造】 ・スタジアム来場増による収入増、地域広告収入、ネーミングライツ収入等</p> <p>【展開シナリオ】 2010年：平塚での試行サービス 2011年：平塚でのサービス実用化 2010年以降：湘南地区へ展開</p>	<p><u>空港連携ワンセグ・サービス</u></p> <p>【メディア】 ワンセグ携帯、マルチメディア放送、デジタルサイネージ</p> <p>【場所】 空港内、出発・到着ロビー</p> <p>【コンテンツ】 ・観光案内、食べ物・土産情報 ・フライト情報、空港施設案内 ・緊急/防災情報 ・物販/飲食/イベントへの送客 ・サイトへの誘導等</p> <p>【収益構造】 集客による新たな収益確保 送客効果に応じたバックマージン等</p> <p>【展開シナリオ】 2011年度：事業化、利用場所は羽田空港の国内線・国際線旅客ターミナル それ以降：連携先の地方空港、都市を追加</p>	<p><u>ホワイトスペースを利活用した地下空間放送局構想</u></p> <p>【メディア】 ワンセグ携帯、マルチメディア放送、デジタルサイネージ</p> <p>【場所】 地下街、地下鉄、その周辺地上エリア</p> <p>【コンテンツ】 ・災害時の緊急情報 ・運行情報 ・広告配信 ・データ通信等</p> <p>【展開シナリオ】 2010～2011年：首都圏都市部地下鉄の一部で実証実験 2011～2012年：実証実験放送開始 2013～2015年：本放送開始 2016年～：その他のエリアへ拡大</p>	<p><u>CATV 網を活用した地域ワンセグ放送</u></p> <p>【メディア】 ワンセグ携帯</p> <p>【場所】 広域エリア、スポットエリア</p> <p>【コンテンツ】 ・生活関連情報、防災・災害情報 ・イベント・観光・商店街情報 ・農産物等の販売促進等</p> <p>【収益構造】 広告収入、自治体からの放映手数料、サービス加入者からの利用料等</p> <p>【展開シナリオ】 2012年：利用開始 2013年：全国展開</p>		<p>ICTの利活用促進、様々な場面の電波利用の拡大促進により、国民生活を支えるインフラとして、豊かな安心・安全な社会の実現に貢献し、そのことが新サービス、新産業、雇用の創出に結びつき、産業界として「持続的な事業展開と技術革新」を確保し、「国際競争力」の強化、我が国の経済成長を支える原動力となることを期待</p>
電波利用料の 使途及び予算 規模	<p><u>ホワイトスペース有効利用促進策の推進にも配分すべき</u></p> <p>・技術検証の実施、技術基準策定が早期に行われるような促進策を積極的に推進すべき</p> <p>・より多くのサービスが提供されるようにするためにも、ホワイトスペース利用の事業参加者については、その電波管理を行うことが必要 免許申請や運用管理について、適切かつ厳格な電波管理を行えるような制度整備を推進すべき</p>	<p>・通信事業者等と比べサービス規模が小さく、新たな事業であるため、安定するまで時間がかかること、地域活性化を目指していること等を鑑み、国の支援が必要</p> <p>・ホワイトスペースの利用を展開するために必要となる「実証・実験」について、「支援・援助」を要望</p>	<p>・電波監視技術や、各帯域での情報量の増大に関する技術は当然であるが、電波遮へい空間/地域(電波の届かない空間・地域)に関して、一刻も早い整備にその利用料を使用することが、国として取り組む最大の使命である</p> <p>・またそれが、公共性・社会性、そして「安心・安全」な環境を作り出すものであるなら、なおさらである</p>	<p>(1)電波利用料の使途は、引き続き継続することが適当</p> <p>①電波の有効活用に向けた技術開発や研究開発を強化</p> <p>・限りある電波資源を有効活用する為に、長期の市場動向を見据えたロードマップに基づいた技術開発や研究開発への更なる利用を要望 ・特に、ホワイトスペースの有効活用などを含め、地域単位での無線サービスの提供も視野にいれた技術開発や研究開発を希望</p> <p>②混信や干渉の対策費用への利用</p> <p>・混信や干渉が生じた場合は、当事者間での協議によりその対策措置を講じているが、混信等の迅速且つ円滑な除去は、周波数の有効利用に資することから、事業者の負担を軽減できるよう対策費用の全額負担又は一部負担への電波利用料の支出を要望</p> <p>・新たな電波利用において、混信や干渉を生じさせず、円滑にサービス提供が行なえるよう、技術基準の策定時には、原則として、電波利用料を用いて、事前にあらゆるケースに対応した実際のフィールドでの検証</p>	<p>・電波利用料は負担と受益一致の原則に従って歳入すべてが電波利用共益事業に使用されるよう透明性のある運用を要望</p> <p>・地上デジタル放送への移行費用の償還終了時には電波利用料の当該部分の減額が適当</p> <p>・用途の拡大解釈により、予算規模が拡大し、負担が増えることがないようにし、また、月ごとの利用料納入など、支払い方法の見直しにより事業者の負担を軽減すべき</p> <p>・周波数有効利用のための研究開発という名目で多額の予算が組まれているが、電波利用料を研究の目的に利用すること自体がその趣旨に適しているのか、また、その研究開発の成果に関して、それが電波利用料負担者へ還元されているのか、外部評価により精査すると共に、本来の目的から外れた研究開発の予算は縮減すべき</p> <p>・電波利用料は電波監理本来の用途、例えば、周波数再編などに伴う調整、移行補償などに対して、重点</p>	<p>電波利用は、少子高齢化、過疎化等の我が国が抱える社会的課題を解決し、豊かで安心・安全な社会の実現に貢献するものであり、経済的効率性だけでなく、<u>地域活性化・国民視点での豊かなICT社会実現等の観点から、電波を一層有効利用できるような環境整備が必要</u></p> <p>・以下の7項目に示すように、電波の適正な利用の確保や、<u>有効利用促進や電波資源拡大のため、ホワイトスペース活用など電波の有効利用促進策の推進等研究開発関係へ配分強化されるべき。</u></p> <p>①世界最先端の電波利用システムを実現等電波資源拡大のための研究開発の強化 ②先進的な電波利用を実現するための実証実験の強化 ③ホワイトスペース活用など電波の有効利用促進策の推進 ④国際標準化活動の支援強化 ⑤電波の安全性調査、電波利用に関するリテラシー向上への取り組み強化</p>

				<p>を行なうことが適当</p> <p>③地域情報格差の解消や地域活性化を目的とした場合の設備構築への補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業採算性の厳しい地域において、地域情報格差の解消や地域活性化の目的に資する無線の利用については、<u>携帯電話事業以外にも、事業者の負担が軽減できるよう設備構築に対する補助金交付への利用の検討が必要</u> <p>(2)電波利用料の予算規模について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入と歳出の状況等を見ながら、より柔軟な料額設定を行なうことで、次年度以降への電波利用料の値下げや更なる減免措置を講じ、可能な限り、事業者の負担軽減を図るべき ・将来の負担額に関し、一定の予見性を持つ事が可能となるよう、例えば、「長期の市場動向を見据えたロードマップ」を参考に料額算定を行なうべき ・電波利用料の使われ方が、国民や負担事業者の更なる理解を得られるためにも、HPなどを用いて、詳細情報を一般公開するなどの透明化の仕組み作りが有効 	<p>的に配分されるよう要望</p>	<p>⑥携帯電話等エリア整備や電波遮へい対策の事業の推進</p> <p>⑦電波監視施設の整備・維持運用及び電波監視業務等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>予算規模については、現状維持が適当である</u>と考える。なお、上述の用途については、利用者の利便性や安全性の向上に向け、中期的判断のもと、その必要性や有効性を勘案して、配分すべき ・平成22年度歳入712億円に対して、歳出は622億円と、歳入超過となっており、歳入と歳出の均衡を維持し、歳入全てが電波利用共益事務に充当されるべき
電波利用料の料額	<p>ホワイトスペースからの徴収について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトスペースを利用する無線局は、適切な電波管理をするためにも、電波利用料の徴収対象であるべき ただし、<u>ホワイトスペース有効利用促進という観点では、サービスモデルが確立するまでの間、減免措置や参入障壁を軽減するための料額設定などの検討を要望</u> ・エリアワンセグでの電波利用は、一斉同報型(送信設備のみ電波発射)、10mW～数10mW程度の小電力を想定しており、<u>送信設備のみを対象に実験試験局と同等程度の料額であるべき</u> ・<u>地域密着で公共性の高い使い方を活性化するためにも、電波使用料の料額算定において、その公共性を考慮すべき</u> ・電波利用料は負担するが、<u>立ち上がりの経過措置を考慮してほしい</u> ・事業の規模、公共性、社会性等を勘案してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>公益性の両立、地域活性化、新産業の創出などの経済効果、社会的効果が期待できるが、実業を希望している地域の会社の規模は大きくなく、安定するまで当分の間の支援、経過措置が必要となる</u> <u>実業が社会的に安定したと認められた時期に、料額について検討すべき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・電波は国民の財産である以上、公共性・社会性、そして何より「安心・安全」な環境を作るためにあり、国民・利用者のためにある。電波利用料もその意味合いの深度によって定義し、より「安心・安全」な社会を作るものなら、その負担額の配分も、より大きく勘案すべき ・「地下空間放送局構想」は、<u>現在も電波の届かない地下空間に「安心・安全」の確保のため、運行情報や災害時の緊急放送に電波を利用して、より多くの人々へ放送をすることを目的としており、是非とも電波利用料について配慮を願いたい</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域情報格差解消や地域活性化を目的とした新たな電波利用の場合、事業採算性の確保が厳しい地域も予想されることから、電波利用料における減免措置について、検討を要望</u> ・<u>新たな無線サービスが開始される際、当該新サービスが定着するまでに期間を要することから、新規事業者に対し、サービス提供開始から数年間は、電波利用料における減免措置の検討を要望</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年のアナログTV放送の終了に伴って空く周波数に対しては電波法上、排他的優先保護を受けていないこと、<u>周波数の積極的な有効利用を促進しその用途を拡大するため、電波利用料は適用すべきでない</u>

	その他				<ul style="list-style-type: none"> ・事業採算性の確保が厳しい地域での電波利用料の減免措置の継続実施又は更なる減免措置の実施を要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の電波の利用形態として1契約複数デバイスの利用が広がると想定される。この場合、<u>基地局によりアクセスが1デバイスだけに制約される契約に関しては電波利用料の徴収は1デバイス分にすべき(電波利用料の徴収は端末を単位とするのではなく、契約を単位とすべき)</u> ・今後利用拡大が想定される低電力フェムト局については電波の有効利用の促進と利用者の便宜のため料率を低廉にすべき ・免許不要局は、電波法上、排他的優先保護を受けていないため、電波利用料を適用することは適切ではない。また、国民生活に広く普及していることから考えて、利用料の徴収は、国民経済にマイナスの影響を与える。国際的にも、無線機の流通管理が困難であり、我が国だけが電波利用料を適用することは、適当ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・免許不要局については、ICT産業界、自動車業界、電子情報業界が心配をしており、中長期的な新たなワイヤレスブロードバンドの振興のためにも<u>徴収の対象とすべきではない</u>
その他措置すべき点	一般財源施策への使用について	<ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の使途としては、電波の有効活用に資するものを対象とすべき。用途を拡大するならば、電波を活用する新産業振興という範囲で、時代の要請に沿う用途に適宜拡大していくべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度と絡むものであり、パブリックコメントを募集するなど、幅広く意見を求め、議論することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・完全「地デジ化」直前の現時点では、電波利用料は、日本の電波政策上で国民の利益につながる為に、使用されるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の使途は、引き続き、電波の受益を直接の目的としている事務の費用（電波利用共益費用）に使われることが適切 	<ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料は負担と受益一致の原則に従って歳入すべてが電波利用共益事業に使用されるよう透明性のある運用を要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・コメントを差し控える
	オークションについて	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域からの情報発信を希望する立場から言えば反対</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・電波を使いたい場所、必要な電波、制度と絡むものであり、<u>色々な議論が必要</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>オークション制度に関しては、事業性を追求した企業団体のために利用され、公共の福祉・安心・安全のためのインフラとして利用することが、ないがしろにされる懸念があるため、あまり好ましくない制度である</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>オークション制度の導入について、現行の電波制度や電波利用料制度などとの整合を図るなど、十分な検討を行なった上で、その実施の可否について、慎重に判断すべき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>オークション制度の導入については、競争政策が整えられた段階で、導入を検討すべき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国の状況を見ると、事業者間の公平な競争環境や新規参入阻害のおそれなどが懸念されるため、<u>オークションについては、慎重に対処すべき</u>